

岐阜市立島中学校（以下「学校」という）において、教育ボランティアを活用した学校運営を推進するにあたり、次の事項に留意し活動する。

1 定義

教育ボランティアとは、学校がコミュニティ・スクールとしての地域の教育力を活用し、別室登校教室「あすなろ教室」や特別支援学級「いきいき」「かがやき」における子どもの支援（以下、「生活支援」という）や、図書館の蔵書整理・花壇の手入れ等（以下、「校内環境整備」という）を行うこと及びその人物を指す。

2 教育ボランティアの条件

次に掲げる条件を満たす者について、校長が承認する。

- (1) 学校教育を理解し、校長の経営方針に沿った活動ができる者。
- (2) 遵守事項（4項目）について了承した者。
 - ① 学校の教育活動を理解し、校長の経営方針に沿って活動します。
 - ② 学校において、営利活動及び政治的・宗教的な活動はしません。
 - ③ 生徒に関して知り得た情報は、外部に漏らしません。
 - ④ 生徒に対し、懲戒及び体罰を与えません。

3 教育ボランティアの開始

- (1) 教育ボランティアを希望する者は、学校に申し出るとともに、登録用紙を受け取る。
- (2) 学校は、希望する者から提出された登録用紙の内容を確認するとともに、校長等が面談し、教育ボランティアにふさわしいか審査する。
- (3) 教育ボランティアとしての承認の可否を、口頭で伝える。
- (4) 希望する活動、活動日及び時間帯については、学校と教育ボランティアが個々に相談し決定する。
- (5) 学校は、ボランティア保険（スポーツ安全保険・掛け金800円）に加入する。
なお、ボランティア保険の掛け金については、学校PTA会計より支出する。

4 教育ボランティアの終了

次のいずれかの場合に、終了とする。

- (1) 教育ボランティアが、学校に活動終了の申し出をした場合。
- (2) 教育ボランティアが、遵守事項に反する言動を行い、校長がふさわしくないと判断した場合。
- (3) 学校として、教育ボランティアの支援が不要となった場合。

5 学校の体制

- (1) 教育ボランティアの受け入れ（ボランティアの申請）は、週休日や学校閉庁日を除き随時行う。
- (2) 教育ボランティアの窓口を、第2教頭とする。
- (3) 学校は、教育ボランティアの靴箱及び名札を用意し、ボランティア保険に加入する。
- (4) 教育相談コーディネーター及び特別支援教育コーディネーター等は、生活支援を希望する教育ボランティアに個別の支援や見守り活動の指示・助言を行う。
- (5) 図書主任及び学校司書、校務主任等は、校内環境整備を希望する教育ボランティアに作業の指示・助言を行う。

6 活動の具体と留意事項

- (1) 駐車場や靴箱等の使用については、学校の指示により使用する。
- (2) 活動日、活動時間帯、活動内容等については、教育ボランティアの意思を尊重し、学校と相談して決定する。
- (3) 教育ボランティアとして活動する際は、学校が用意した名札を着用し、職員の指示を受けて活動を開始する。
- (4) 校内の活動では、教育ボランティアとして自覚ある言動を心掛ける。子どもと接するときは、子どもの人権や個々の特性、発達段階に留意し、優しい言葉遣いや子どもに寄り添う姿勢を大切にする。
- (5) 校内で事故等を発見した場合は、近くの職員に報告するとともに、子どもと自身の安全を最優先した行動をとる。

<附則>

- 本活動指針については、令和4年11月10日から運用を開始する。